

第二十四回

大津町農業委員会

令和七年六月十日

第24回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 9:30から10:40

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (12人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	9番 今村 太
10番 大村 礼美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 (6人)

5番 大田黒 淳次	6番 吉山 一豊	7番 鍋島 定照
8番 荒木 幸一	11番 和田 勇一郎	16番 松永 富幸

4. 欠席農業委員 (0人)

欠席推進委員 (2人) 4番 竹中 繁継 9番 石原 龍二

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第9	議案第6号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年6月10日 第24回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、これから定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年6月、第24回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。7番 府内 公生委員と
8番 岩本 勝委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。6月の第24回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。6月の第24回定例総会は
本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1Pをお願いします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字瀬田地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。米の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、瀬田地区ですので、東委員から説明をお願いします。

東委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字瀬田地内の農地です。

申請の内容は、瀬田地内の田1筆、813㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
瀬田地区担当は大田黒推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 米の作付けを予定しているとのことで、コメ不足の中、大変良いことだと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字大林地内にある農地7筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷、栗、柿の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大林地区ですので、東委員から説明をお願いします。

東委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大林地内の農地です。
申請の内容は、大林地内の田7筆、2, 367㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農業経験者です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有する耕運機や、購入予定のトラクターなどを使用することとなっています。他市町村の耕作証明書が提出されており、労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大林地区担当は竹中推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 竹中委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字引水地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。梅、各種野菜の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内の農地です。
申請の内容は、引水地内の畑1筆、601㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。高齢の所有者に代わり申請地の管理を行っていましたが、今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有する軽トラックや知人からリース予定のトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

和田委員 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4 P、申請地見取図は7 P～8 Pをお願いいたします。
申請地は大字陣内地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。牧草の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字陣内地内の農地です。
申請の内容は、陣内地内の田1筆、2, 380㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は兼業農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は譲受人が構成員である集落営農組織が所有するトラクターなどを借りて使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 問題ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は車庫・倉庫への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字大津地内で、運送関連業務を営む法人の南西約150mに位置する農地です。

申請の内容としては、申請地が自宅に隣接しており、大型機械等の格納場所として、作業効率の観点から最も適した土地だったことから、今回の申請となりました。申請地の隣接地は、全て申請者の宅地及び農地となることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木幸一推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、車庫・倉庫への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地の拡張です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

また、既に宅地として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、大津支援学校の南西側に位置する農地です。

申請の内容は、宅地の拡張です。自宅が農地部分にかかっていたことが最近判明したため、今回の申請となりました。現在も自宅として利用しており、農地

への復旧は困難と思われます。現況に合わせた宅地の拡張であることから、隣接地の日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 自宅建設時から、農地の一部が自宅の庭になっていました。今更農地に戻すのはどうかと思いますので、転用は致しかたないと考えます。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、宅地の拡張については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の3 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で翔陽高校の東約100mに位置する農地です。
申請地周辺で宅地化が進んでおり、学校や主要道路が近く、需要が見込まれることから、今回の申請となりました。周辺に農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
4条の3、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3P～4Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいた

します。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的はホテル・寮・飲食店への転用で40年間の賃借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明をするべきですが、当日出席できませんでしたので、現地担当の西村委員からお願いします。

西村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、コンビニエンスストアの南東約10mの所に位置する農地です。

企業の進出により、宿泊を伴う業者の利用を見込んで、アクセスが良好な土地として最も適している申請地を選定したことが申請の理由となります。申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 申請地前の歩道について、北中学校の生徒が通学するので、工事期間中十分気を付けるように伝えました。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 ホテル・寮・飲食店への転用で賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書（案）は9P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅で、40年間の使用賃借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、室小学校の南東部に位置する農地です。

申請の内容は、個人住宅です。申請者は、これまで賃貸のアパートで暮らししており、家族が増えて狭くなったことから、今回の申請となりました。農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

5条の2、個人住宅への転用による使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は10P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設してある沿道申請地の、概ね500m以内に2つ以上の公共施設があることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字陣内地内で、町浄化センターから東約150mの所に位置する農地です。

申請の内容は、特定建築条件付売買予定地で、学校や主要道路も近く、住環境に適した土地であることから今回の申請となりました。隣接地に農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 問題ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、特定建築条件付売買予定地への転用で、所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は11P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、室郵便局から南西約150mの所に位置する農地です。

申請の内容は、共同住宅です。付近に役場や学校、スーパーがあり、生活環境が良い申請地が建設地として適しており、譲渡人及び譲受人双方の同意があったため、今回の申請となりました。隣接農地所有者から同意を得ていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より意見書を預かっています。

「道路が狭いうえに、生活道路、通学路となっているため、工事車両の通行に

細心の注意を払うように事業者へ伝えていただきたい。また、定期的に車両の通行状況を町が確認してほしい。」とのことでした。

事務局としまして、開発事前協議の意見書にその旨記載するとともに、事故や苦情等があった場合の連絡体制を整えるよう意見しようと考えています。

以上です。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 高低差がわかりづらいですが、付近の JR 高架橋のすぐそばまで共同住宅敷地の計画となっています。また、共同住宅と書いてありますが、11 階建てマンションが 2 棟立つこととなっています。2 棟建つことを境界立合の際に聞いたのか隣接地土地所有者に確認したところ、聞いていないとのことでした。農地法上は問題ないので許可を出すしかないと思いますが、通学路も兼ねている幅員が 4 m しかない通路で、工事車両が狭いところを通るので問題があると感じます。

事務局 事務局としても道路の問題は確認しています。石原委員の意見書のとおり、工事車両の通行に十分気を付けていただくよう意見するとともに、通行状況について現地を確認するなど関係課と連携していきたいと思っています。

会 長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。

5 条の 4、共同住宅への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、5 条の 5 について事務局の説明を求めます。

事務局 5 条の 5 意見書(案)は 1 2 P、申請地見取図は 2 3 P～2 4 Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1 の転用目的は共同住宅で、所有権の移転です。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設してある沿道申請地の、概ね 500m 以内

に2つ以上の公共施設があることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
既に一部を駐車場として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字陣内地内で、町浄化センターの北側に位置する農地です。
申請の内容は、共同住宅です。住民増加に伴う住宅の需要が見込まれるため、今回の申請となりました。隣接農地は譲渡人名義となっていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
陣内地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

大村委員 図面ではわからないのですが、高台に位置しているのですか。

職務代理 そうです。南側の浄化センターとの間に高低差があるのですが、そこに擁壁を作ると聞いています。

会 長 他にご意見等はございませんか。
 (質問・異議なし)
それでは、許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
 (全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の5、共同住宅への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案書は5P～7Pとなります。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明申し上げます。

今月の申請は8件で、全て一括方式となり、申出書面積の合計は51,162㎡(約5町1反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

大村委員 7 番について、借人の住所はかなり遠いですが、耕作のためにここまで来るといいますか。

事務局 貸人と借人の間で把握のうえ、合意されていると考えています。

会 長 8 番については使用貸借で間違いはないですか。

事務局 間違いはないと思いますが、後ほど書類を確認します。
(後ほど確認し、使用貸借で間違いなし)

会 長 それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第 8、議案第 5 号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号についてご説明いたします。
議案書は 8 P～9 P となります。

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。令和 7 年 4 月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は7件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、26, 104 m²（約2町6反）、対価の合計は20, 503, 326円です。

譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

（2～3分程）

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

大村委員 同じ地区の4番と5番で、対価金額の差が大きいです。

事務局 売り渡す側の公社も認識しており、協議のうえ決定したと聞いています。金額に間違いはないです。農地所有者の意向もあるようです。

会 長 近年土地代が高くなっていること、工業団地の用地に、譲受人の農地を取られることもあり、付近で農地を探してもそこしかないため高くなったところです。

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし
公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第9 議案第6号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 （事務局次長が資料を説明）

お手元に配布しております「R 7. 6. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 7月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR 7. 7. 3(木) 午前9時00分～ 3階 会議室302AB)
- ・ 7月の定例総会予定について
(案はR 7. 7. 10(木) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・ 2025 農業委員会業務必携の配布について
- ・ くまもと農業委員会女性員の会 総会・研修会について
- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について(お願い)
- ・ 地域計画に対する農業委員会の意見について
- ・ 農業新聞記事掲載に係る情報の提供について

会 長 他にございませんか。何ものなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年6月の第24回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年6月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議

長

津田 恵美

議事録署名委員

府内 公生

議事録署名委員

岩本 勝